

高普及対策事業取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、水道未普及区域からの申請により水道を布設し、水道の普及率向上を図ることを目的とする高普及対策事業（以下「事業」という。）において、山口市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が実施する水道布設工事（以下「工事」という。）の可否決定の基準及び工事を申請する者（以下「申請者」という。）が負担する工事の費用（以下「工事負担金」という。）の範囲等について、必要な事項を定めるものとする。

(適用範囲)

第2条 本事業の適用範囲は、管理者が定める給水区域内で、次の各号に該当する場合でなければならない。

- (1) 水道未普及区域で、10戸から100戸程度の既存家屋で形成される小集落及び住宅団地等であるとき。
- (2) 前号に規定する小集落及び住宅団地等に給水する水道本管工事であるとき。
- (3) 申請者が、第12条に規定する工事負担金について承諾したとき。
- (4) 全各号に掲げるもののほか、管理者が特に必要と認めたとき。

(協議書)

第3条 申請者は高普及対策協議書（様式第1号。以下「協議書」という。）を管理者に提出しなければならない。

2 前項の協議書の提出にあたっては、管理者と協議するために申請者の中から代表者を選任しなければならない。

(事業の可否決定基準)

第4条 管理者は、前条の規定により協議書が提出された場合は、関係図書の審査及び現地調査を行い、第2条の適用範囲に該当するものについては、事業を適用するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、事業を適用しないものとする。

- (1) 当該年度の高普及対策事業予算を超えたとき。
- (2) 給水量及び水圧が著しく不足し、給水計画上支障があると認められ

るとき。

(3) 技術的又は特殊な事情により、給水が著しく困難なとき。

2 管理者は、前項の規定により事業の可否を決定し、申請者に高普及対策協議回答書（様式第2号）により回答しなければならない。また、事業が適用できない場合については、その理由を明示しなければならない。

（水道布設申請）

第5条 前条で承認された申請者は、水道布設申請書（様式第3号）を管理者に提出しなければならない。

（工事の設計及び施行）

第6条 申請者が、給水を受けるために必要な工事の設計は管理者が行い、施行は管理者の指定する者が行うものとする。

（工事負担金納入通知）

第7条 管理者は、工事の設計を行ったときは、申請者が負担する工事負担金を工事負担金納入通知書（様式第4号）によって、申請者に通知するものとする。

2 申請者は、管理者から前項の通知を受けたときは、管理者の定める期日までに、工事負担金を前納しなければならない。

（工事着手通知）

第8条 管理者は、前条第2項の規定により納入された工事負担金を確認した後、入札を実施し、工事の着手を工事着手通知書（様式第5号）により、申請者に通知するものとする。

（工事完成通知）

第9条 管理者は、工事しゅん工後、工事の完成について、工事完成通知書（様式第6号）により、申請者に通知するものとする。

（水道施設の帰属）

第10条 申請者は、工事しゅん工検査に合格したときは、水道施設寄付申込書（様式第7号）を管理者に提出し、当該水道施設を無償で本市に帰属するものとする。

2 管理者は、前項の規定により水道施設の申し込みを受けたときは、水道施設寄付受納書（様式第8号）を申請者に交付するものとする。

(給水の開始)

第11条 申請者は、工事しゅん工後、すみやかに申請家屋全戸の給水装置工事を施行し、給水を開始しなければならない。

(工事負担金)

第12条 管理者及び申請者の工事負担金は、次の各号のとおりとする。

(1) 工事の費用(以下「工事費」という。)の2分の1相当額を、それぞれが負担するものとする。

(2) 管理者が負担する一戸あたりの工事負担金の限度額は、20万円までとする。ただし、一戸あたりの工事負担金が20万円を超える場合において、その超える工事費を申請者が負担するときは、この限りでない。

2 前項に規定するもののほか、管理者が工事費の一部を負担することができる場合は、次の各号のいずれかに該当するときとする。

(1) 申請者が申請する工事箇所と、管理者が計画する工事箇所及び布設年度並びに管種、口径が同一のときは、その布設延長の同一部分までとする。ただし、管理者の計画する管種、口径と申請者の必要とするものが異なるときは、管理者が計画するものに要する工事費とし、差額を負担する必要があるときは、申請者が負担するものとする。

(2) 管理者の指示により、申請者が必要とする管種、口径以上のものを布設させようとするときは、これに要する工事費の差額は管理者が負担するものとする。

3 申請者は、工事着手予定日の20日前までに、管理者の指定する納入通知書により、管理者へ工事負担金を納入しなければならない。

4 管理者は、前項の規定により申請者から工事負担金の納入がないときは、工事に着手しないものとする。

5 管理者は、工事負担金に変更が生じた場合は、最後の変更時点で次の各号に該当する様式で、申請者に工事負担金の変更を通知するものとする。

(1) 工事負担金を還付するとき(様式第9号・工事負担金還付決定通知書)

(2) 工事負担金を追加するとき(様式第10号・工事負担金追加決定通知書)

6 管理者及び申請者は、工事完成後、すみやかに工事負担金を精算しなければならない。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

様式第 1 号

年 月 日

山口市上下水道事業管理者 様

(代表者)

住 所

氏 名

(※)

(※)本人(代表者)が手書きしない場合は、**記名押印**してください。

T E L

高 普 及 対 策 協 議 書

下記のとおり、水道の布設を要望しますので、協議を申請します。

記

- 1 申 請 地
- 2 申 請 理 由
- 3 申請地内総戸数 約 戸
- 4 給水希望戸数 戸
- 5 給水希望時期 年 月頃
- 6 添 付 書 類
 - (1) 申請地位置図
 - (2) 分間図の写し
 - (3) 登記簿謄本の写し
 - (4) 水道布設申請者一覧表

様

山口市上下水道事業管理者

印

高普及対策協議回答書

年 月 日付けで協議のありました水道の布設については、下記のとおり回答します。

記

- 1 水道布設の可否
- 2 申請地
- 3 給水方法
- 4 給水戸数 戸
- 5 工事施行時期 年 月頃
- 6 工事概要

道路種別	管種	口径	延長	道路種別	管種	口径	延長

7 工事費

概算総工事費	円	部負担	円	申請者負担	円
--------	---	-----	---	-------	---

8 その他

- (1) 概算工事費は、消費税を含む現時点の費用であり、実施設計にあたり資材及び労務費等の増減又は道路管理者の施行条件により、変更となることがあります。
- (2) 概算工事費は、水道本管を布設する費用であり、給水加入金及び給水装置工事に要する費用は含んでいません。
- (3) 管理者が、当該工事で布設した水道本管から第三者に分岐する場合は、無条件で承諾し、異議を申し立ててはならない。
- (4) 申請者は、水道本管工事完成後、すみやかに申請家屋全戸の給水装置工事を施行し、給水を開始しなければならない。
- (5) 申請者は、水道本管工事完成後、当該水道施設を無償で本市に帰属するものとする。

様式第3号

年 月 日

山口市上下水道事業管理者 様

(代表者)

住 所

氏 名

(※)

(※)本人(代表者)が手書きしない場合は、**記名押印**してください。

T E L

水道布設申請書

年 月 日付け 第 号で回答のありました、当該区域の水道布設工
事につきましては、下記事項を承諾いたしますので工事を申請します。

記

- 1 水道布設工事に係る工事負担金は、工事着手予定日の20日前までに納入します。
- 2 水道布設工事に係る利害関係者の承諾書を提出します。
- 3 高普及対策協議回答書に記載されています、その他の事項についても遵守します。

様式第4号

第 号
年 月 日

様

山口市上下水道事業管理者

印

工事負担金納入通知書

年 月 日付けで申請のありました水道布設工事については、下記のとおり予定
していますので、指定の期日までに工事負担金を納入して下さい。

なお、指定期日までに工事負担金の納入がない場合は、工事に着手することが出来ませんので、
よろしくお願ひします。

記

- 1 工 事 名
- 2 予定工事負担金額 金 円 (うち消費税等 金 円)
- 3 工事負担金納入期限 年 月 日まで
- 4 予 定 工 期 年 月 日から
年 月 日まで
- 5 工事施行业者 入札後決定
- 6 工 事 概 要

様式第5号

第 号
年 月 日

様

山口市上下水道事業管理者

印

工事着手通知書

年 月 日付けで申請のありました水道布設工事については、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

- 1 工 事 名
- 2 工事負担金額 金 円（うち消費税等 金 円）
- 3 工 期 年 月 日から
年 月 日まで
- 4 工事施行業者
- 5 工 事 概 要

様式第6号

第 号
年 月 日

様

山口市上下水道事業管理者

印

工 事 完 成 通 知 書

年 月 日付け 第 号で通知しました水道布設工事が、下記のとおり完成しましたので通知します。

記

- 1 工 事 名
- 2 工事完成年月日 年 月 日
- 3 工事負担金額 金 円 (うち消費税等 金 円)
 - (1) 調定年月日 年 月 日
 - (2) 納入年月日 年 月 日
 - (3) 精算金額 金 円 (うち消費税等 金 円)
 - (4) 追加金額 金 円
 - (5) 還付金額 金 円
 - (6) 納入・還付年月日 年 月 日
- 4 工 事 概 要 別添竣工図

様式第7号

年 月 日

山口市上下水道事業管理者 様

(代表者)

住 所

氏 名

(※)

(※)本人(代表者)が手書きしない場合は、**記名押印**してください。

T E L

水道施設寄付申込書

年 月 日付け 第 号で、工事完成通知のありました水道施設を、
下記のとおり寄付いたしますので、受納していただきますよう申し込みます。

記

1 申 請 地

2 工 事 名

3 工 事 概 要

様式第8号

第 号
年 月 日

様

山口市上下水道事業管理者

印

水道施設寄付受納書

年 月 日付けで寄付の申し込みがありました水道施設については、下記により受納するものとし、今後は当局において維持管理をいたしますので通知します。

記

1 申請地

2 工事名

3 工事概要

4 受納年月日 年 月 日

様式第9号

第 号
年 月 日

様

山口市上下水道事業管理者

印

工事負担金還付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました水道布設工事については、下記のとおり変更しましたので通知します。

つきましては、別添請求書により工事負担金の還付を請求して下さい。

記

1 工 事 名

2 工事負担金変更金額

区 分	変 更 前	変 更 後
工事負担金額	金 円	金 円

3 還付金額 金 円 (うち消費税等 金 円)

内訳 納付済工事負担金額 - 変更工事負担金額 = 還付金額

金 円 - 金 円 = 金 円

様式第10号

第 号
年 月 日

様

山口市上下水道事業管理者

印

工事負担金追加決定通知書

年 月 日付けで申請のありました水道布設工事については、下記のとおり変更しましたので通知します。

つきましては、別添納入通知書により工事負担金の追加を納付して下さい。

記

1 工 事 名

2 工事負担金変更金額

区 分	変 更 前	変 更 後
工事負担金額	金 円	金 円

3 追加金額 金 円 (うち消費税等 金 円)

内訳 変更工事負担金額 - 納付済工事負担金額 = 追加金額

金 円 - 金 円 = 金 円